

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子ども一人ひとりや保護者の幸せにつながることはもとより、これからの社会の担い手を育成するという未来に向けた投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の1つです。

そのため、急速な少子化の進行と家庭や地域の環境変化を踏まえ、国では、子どもと子育て家庭への支援を通じて、子ども一人ひとりが健やかに成長できる社会を実現することを目的に、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援制度を平成27年度からスタートさせました。

さらに、令和元年度の子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に幼児教育・保育の無償化が実施されました。

しかしながら、核家族や共働き家庭の増加や地域のつながりの希薄化等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中で、保護者の子育てに対する責任感や孤立感の増大による児童虐待や、保育ニーズの拡大に伴う保育所入所の待機児童問題等が発生しています。

また、未婚化や晩婚化が進行し、現状のまま推移すると、長期的に人口が減少することが予測されており、対応すべき課題は残されています。

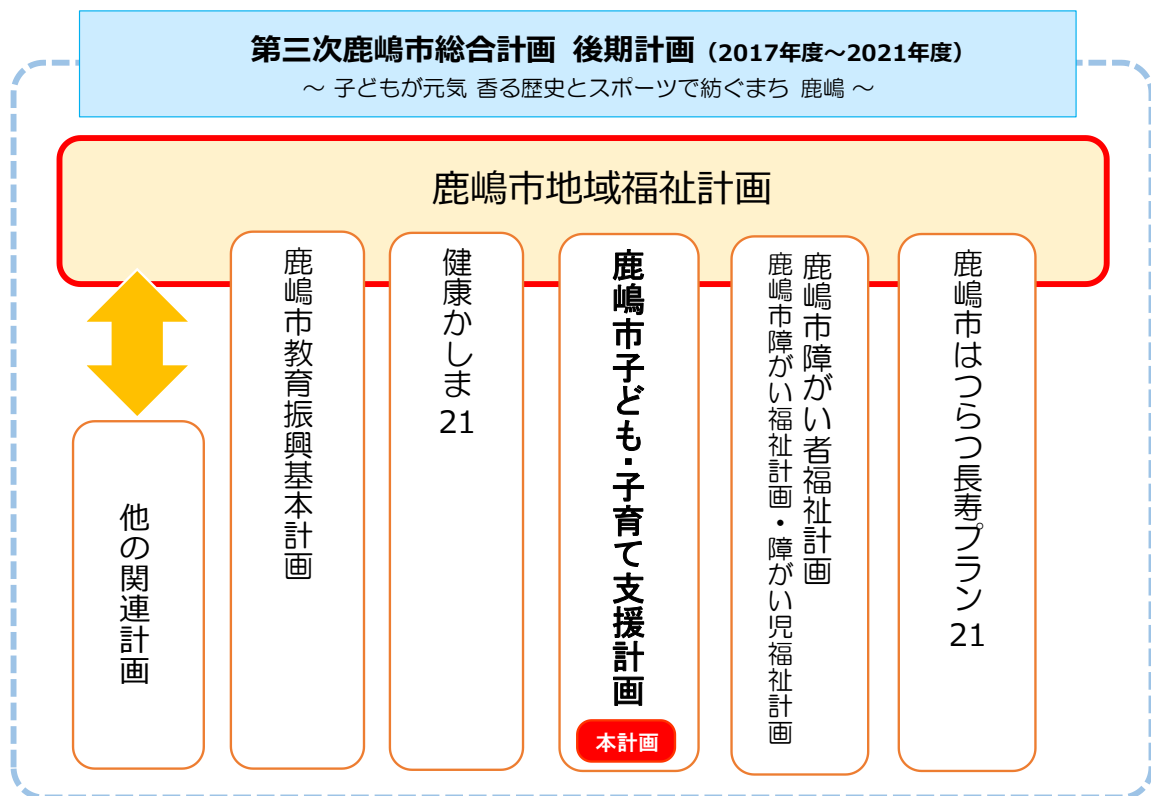
このような中、本市において、平成27年度から実施された子ども・子育て支援制度に基づき、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、質の高い幼児期の教育や保育の量的拡大、子育て支援事業を計画的に実施するため、5年を第1期とする「鹿嶋市子ども・子育て支援計画」を策定し、子ども・子育て支援制度の実施主体として、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に努めてきました。

この度、第1期計画期間が満了することを受け、社会環境の変化に着目しながら、施策や事業の評価結果や多様なニーズに伴う課題等を踏まえ、第2期計画を策定する運びとなりました。本計画のもと、引き続き、すべての子どもや子育て家庭を対象として、良質な子育て支援の提供や地域コミュニティの中での関心・理解を深め、子ども・子育て支援を推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられます。また、「次世代育成支援行動計画」や「新・放課後子ども総合プラン」、「子どもの貧困対策についての計画」の内容も含めた計画です。

本市の全体的な計画である「第三次鹿嶋市総合計画」をはじめ、地域福祉計画や障がい者福祉計画、健康かしま21、はつらつ長寿プラン21、教育振興基本計画等、他の計画との調和を図るとともに、関連の深い施策・事業も本計画に位置付けています。



3 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| 第1期計画（平成27年度～平成31年度） | | | | | | | | | |
| | | | | | 第2期計画（令和2年度～令和6年度） | | | | |